

所管事務調査報告

総務文教常任委員会

令和 7 年 9 月 10 日

調 査 事 項	要望書（市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直し） 入札及び検査に関することについて
調 査 日 時	令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 10 時～ 要望書（市建設工事指名競争入札参加者指名基準等の見直し）に係る参考人の意見陳述及び参考人に対する質疑 令和 7 年 9 月 4 日（木）午前 11 時～ 上記参考人から聴取した内容等を踏まえ、担当課への質疑
調査によって明らかになった事項など	○準市内業者の定義の明確化について *参考人からは、準市内業者に係る実態調査の要望があった。特に準市内業者には緊急時の施工体制や常時連絡が取れる体制があるかどうか懸念があるとのこと。 *参考人からは、準市内業者の中には事務所の所在を示す看板や表札がない事業者があるため、登録に当たっては事務所の写真の添付や建設業法に基づく看板設置などを義務づけるなど、要件を厳格にして欲しい旨の要望があった。 *執行部からは、準市内業者は「市内に支店または営業所があり、市に法人税を納めている者」と定義していること、請負契約を締結した事業者に対しては施工体制台帳などで連絡体制の明示を義務付け、それ以外の事業者に対しては「社会通念上、常識の範疇で連絡が取れば良い」という見解であることを確認した。 *執行部からは、事務所の写真の添付や建設業法に基づく看板設置など事業者の確認方法には検討の余地があるが、現状の審査内容で十分であるとの判断から今後も大きな変更は予定していないと回答があった。 ○電気工事の指名競争入札参加社数の見直し *参考人からは、予定価格が 500 万円以上の電気工事の入札は

	7 者以上の競争入札となっているが、この基準には根拠がないと指摘があった。応札できる市内業者が 7 者に満たない場合には準市内業者が入ることになり、地元業者が仕事を獲得する機会が減り、市内業者の優先に反するという主張があった。 * 執行部からは、当該基準の根拠については本市の合併以前から続いているものであり、「入札制度の普遍性を保つため」に、また、現在のところ公平性、競争性が担保されており、現行の運用を変えることは考えていないとの回答があった。 < 自由討議 > ○ 準市内業者の定義の明確化について * 現状の定義では事務所の実態がない業者が含まれる可能性があるため、実際の人的配置や活動実態を要件に加えるべきである。 * 準市内業者の定義を明確にすることは、市内業者を優先し、地域経済を活性化させるために重要である。 * 他市の事例を参考にして、要件をより厳格にするべきだ。 ○ 電気工事の指名競争入札参加社数の見直し * 時代の変化により事業者数も技術力も変わっているので、現在の基準は現状と乖離しているのではないか。 * 電気工事だけでなく、他の業種や入札制度全体の見直しを検討するべきではないか。 * 公正性や競争原理を保つことは重要であるものの、現在の基準がそれを阻害している可能性も考慮する必要がある。
今後の委員会の対応	○ 準市内業者の定義の明確化について 市内の地域経済を活性化させることを考慮し、市は他市町

又 は 結 論	の状況を調査して準市内業者の基準を再検討するべきである。 ○電気工事の指名競争入札参加社数の見直し 現在の指名競争入札参加社数の基準は約 20 年前から変わっていないものである。当時はそれが適正であったのかもしれないが、現在までに社会情勢や事業者数は変化しているため、電気工事以外の他の種類の入札も含めていま一度当該基準を再考するべきである。
----------------	--